

P T Aのしおり



横浜市立城郷小学校P・T・A

横浜市立城郷小学校P・T・A規約

第1章 名称・所在地

第1条 この会は、横浜市立城郷小学校P・T・A（略称 城小PTA）といい、事務所を城郷小学校（横浜市港北区鳥山町814番地）に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、下記諸項目の達成を目的とする。

1. 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の心身の健全な発達を願い、その助長に努める。
3. 会員が民主教育を理解し、社会の協力を得て、教育環境の整備をはかる。
4. 各種研修を通じて、会員の教養を高めるとともに、相互の親睦をはかる。

第3章 方針

第3条 この会は、教育の振興をめざす自主独立の民主団体であって、この会の名を似て営利的、宗教的、政党的な団体と関係を持ってはならないし、いかなる個人、団体の干渉も受けてはならない。また、学校の管理、人事に干渉するものではない。但し、児童の幸せのために活動する社会的教育機関とは協力する。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、在校児童の保護者及び本校職員とし、この会の運営の責任にあたる。

1. 役員、実行委員、各種委員会委員以外の会員は、PTAサポーターに登録し、PTA活動の運営に参加し、協力するものとする。
2. コーラス部に在籍する会員で、卒業後も引き続き活動の趣旨に賛同する場合は、賛助会員となることができる。（但し、コーラス部の活動に限る。）

第5章 会費

第5条 この会の会費は、会費、寄付金、その他の収入により、会の目的、方針に従って支弁する。

第6条 会員の会費は、月額380円×10ヵ月分とする。（8月分、3月分は除く）

但し、児童家庭数の増減により、年度末に会費を見直す場合もある。

賛助会員の会費は、年間380円とする。

第7条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第6章 役員及び選挙

第8条 役員 の役職及び任期は次の通りとする。

1. この会の役員は、会長1名（保護者）副会長2名（保護者）書記2名（保護者、教職員各1名）会計2名（保護者、教職員各1名）とし、他に会計監査2名（保護者）とする。
2. 各役職の任期は1年とするが、再任を妨げない。任期は会計年度とする。但し、教職員はこの限りではない。
3. 任期中に役員に欠員がでた場合、役員会にて候補者選抜し、実行委員会に諮り決議決定する。（但し、補充なき場合もある）
4. 市・区P連担当年度に限り、必要に応じて若干名役員増員できる。

第9条 役員、会計監査の選出は次の通りとする。

1. 役員は総会において選出する。

第7章 役員 の任務

第10条 会長はこの会を代表し、会務を総括し、実行委員の議長となり、実行委員会その他の委員会の召集を行う。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故有る時は、代理を務める。

第12条 書記はこの会の議事を収録し、庶務を処理する。

第13条 会計は、この会の総ての金銭の収支を正確に記録保管し、決算報告を行う。

第14条 会計監査は収支の監査を行い、総会に報告する。

第8章 総会

第15条 総会は次の通りとする。

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は年度始めと年度末に開催する。
3. 定期総会は、年度始めに、事業報告及び決算の承認、事業計画、予算の決議及び規約の改廃を審議し決定する。
また、年度末は、役員 の改選等を行い、規約の改廃を審議し決定する場合もある。
4. その他、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
5. 総会の定足数は、会員の5分の1をもって成立する。但し、委任状を含める。
6. 会議の議決は、出席者の過半数の同意により決定する。

7. 総会の決議は、定期総会及び臨時総会ともに、招集による決議、又は、書面による決議のいずれかの方法に基づく。（効力はどちらも同じ）

第9章 実行委員会

第16条 実行委員会は、役員及び校長、各種委員会の委員長、副委員長からなり、次の任務を行う。

1. 本会の目的達成のため計画を立案し、実施にあたる。
2. 各種委員会より提出された計画を審議決定する。
3. 総会に提出する原案を作成する。
4. この会の規約細則については、実行委員会の決議により改正できる。

第10章 各種委員会

第17条 各種委員会は、委員長がこれを召集し、その任務、活動、構成は次の通りとする。

1. 校外委員会は、児童の校外生活、交通事故防止等安全対策と指導にあたる。
2. 校内委員会は、家庭教育学級の開催、児童の健康増進に努め、環境整備、美化にあたる。
校内委員会内にコーラス部をおく。
3. 広報委員会は、会の活動状況、その他を会員に知らせる。

各種委員会の委員は、各学年より選出する。その人数は各3名ずつとする。

ただし、やむを得ない場合は人数の変更を認め、全体として18名選出する。

正副委員長は、それぞれの委員の中より互選する。

コーラス部に限り、趣旨に賛同する会員と賛助会員とで構成する。

以上の他、実行委員会の決定に基づき、特別委員会を設けることができる。

第18条 前条、各委員会及び特別委員会は、いかなる事業計画についても、実行委員会にはからなければならぬ。

第11章 その他

第19条 この会の規約改廃は、総会の席上、出席者の過半数の同意により決定する。

第20条 この会の運営にあたり、規約に疑義の生じた場合は、実行委員会の決定により実施し、速やかに会員に報告しなければならない。また、会員の個人情報取扱については細則をもって定める。

第21条 本規約は、令和4年7月1日より実施する。

昭和37年	4月28日規約成立	平成15年	3月14日一部改正
昭和39年	2月26日一部改正	平成15年	5月16日一部改正
昭和43年	3月19日一部改正	平成16年	3月3日一部改正
昭和46年	2月25日一部改正	平成18年	4月29日一部改正
昭和48年	1月9日一部改正	平成22年	3月5日一部改正
昭和49年	3月13日一部改正	平成22年	5月14日一部改正
昭和51年	3月3日一部改正	平成23年	3月4日一部改正
昭和53年	3月6日一部改正	平成25年	3月1日一部改正
昭和58年	3月2日一部改正	平成29年	5月2日一部改正
昭和62年1	2月5日一部改正	平成31年	4月26日一部改正
平成4年	3月7日一部改正	令和3年	2月26日一部改正
平成4年1	2月9日一部改正	令和3年	7月1日一部改正
平成6年	5月7日一部改正	令和4年	2月25日一部改正
平成7年	5月20日一部改正	令和4年	7月1日一部改正
平成10年	3月7日一部改正		
平成13年	5月19日一部改正		
平成14年	5月17日一部改正		



城郷小PTAは、本部役員のサポートのもと、「校内委員会」・「校外委員会」・「広報委員会」および「PTAサポーター」の活動を通して全ての保護者のみなさまにお子さんのより良い学校生活を支えていただいています！

☆『校内委員』☆『校外委員』☆『広報委員』☆

この3つの委員会を、保護者の方には在学中のお子さん1人につき、
《1回は引き受けていただいています！》

メンバー構成

各委員：委員長1人・副委員長2人・メンバー15名の計18名)
《3役》

特典として委員長・副委員長をされた方は、

- ほかのご兄弟分の委員が免除されます
- 担当学年児童の卒業式の際に最前列の特別席をご用意いたします

《3役の活動内容》

委員長は委員メンバーの活動のとりまとめや本部役員との連携

副委員長は委員会内の会計、書記を行います。

委員長・副委員長の3役は最初の顔合わせ時に委員会内で決めます

3役は毎月初旬に開かれる実行員会(平日)に参加し本部役員と活動の共有を行います。

その後、各委員会で定例会を行い、委員会メンバーと共有していくこととなります。



PTAの活動内容紹介



【校内委員会】

子どもの保健問題、学校の衛生環境整備などに理解を深め協力します。
また、子どもたちが楽しく学校生活を送れるように、ベルマーク活動の取りまとめや、家庭教育学級として「夏休み親と子の工作教室」を主催するなど、会員の学習や交流をはかるための活動をしています。

その他、地域に根付いた活動として、「城郷クリーン作戦」「献血会」などがあります。

- ★ 「献血会」(6月)
- ★ 「親と子の工作教室」(7月)
- ★ 「しろさとフェスティバル」(11月文化の日)
- ★ 「城郷クリーン作戦」(12月)
- ◆ ベルマークの仕分け・集計
- ◆ テトラパックの回収・整理・集荷依頼(毎週)

具体的な活動内容

ベルマーク	回収、仕分け、点数計算、財団への発送 月に1回1~2時間程度(毎月の定例会にて全員で作業) 配布物の作成 回収箱の取り寄せ Fuji スーパーへのベルマーク回収(月合計1時間程度)
テトラパック回収	担当表作成し毎月テトラ発送作業実施

【広報委員会】

PTA活動の活性化をはかるため、広報紙を編集・発行するのが主な仕事です。
《城郷だより発行のための取材や編集、PTA活動通信発行、城郷クリーン作戦 など》

- ★ 「城郷クリーン作戦」(7月)
- ★ 「しろさとフェスティバル」出店(11月文化の日)
- ★ 校内通信“PTA活動通信”の発行(8月をのぞく毎月)
令和4年度
- ★ 広報誌“城郷だより”の発行(予定:年2~3回)
 - 6月:全4ページ(教職員紹介号)
 - 2月:全4~6ページ(運動会など)

具体的な活動内容

編集担当者	在宅業務 行事後2~3週で編集/広報誌発行1か月前より仕上げと印刷業者入稿対応
取材班	各班に分かれ取材し、行事後は約1週間でレイアウト作成し編集担当者へ依頼 →編集担当者と仕上げ 取材イベント 運動会 なかよし遠足 修学旅行 上郷 など

【校外委員会】

子どもたちを取り巻く地域環境をよくし、地域で直接指導することを担います。
登下校時の指導の他、「スクールゾーン対策協議会」など、他団体との連携をはかります。
《スクールゾーンの点検と対策、城郷クリーン作戦、自転車点検、交通安全教室 など》

- ◆「全校遠足」の旗振り (5月)
- ◆「交通安全教室」協力 (6月)
- ★ スクールゾーン対策協議会 (7月)
- ★ “こども110番の家” 継続依頼 (9月)
- ★ 「しろさとフェスティバル」(11月文化の日)
- ★ 「城郷クリーン作戦・自転車点検」 (12月)
- ◆毎月10日と長期休業明けの3日間の旗振り

具体的な活動内容

『こども110番担当』

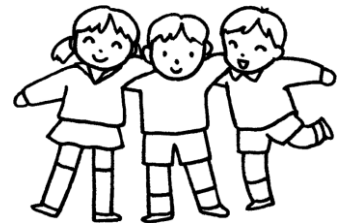
こども110番の家の新規・継続手続きのための訪問。年に一度、手紙の配布

『自転車点検担当』

クリーン作戦の際に行われる自転車点検事前準備(自転車屋さんへの挨拶や参加者集計)、当日運営

『全体業務』

- ・全校遠足旗振り 先生との打ち合わせや書類準備。当日は全員で対応。
- ・はまっこ安全教室のお手伝い
- ・毎月10日の旗振り



※各委員会の活動は委員会内にて班に分かれて行います。

そのため上記の各委員会の活動は、全て参加するわけではなく
担当となった委員さんが中心となって進めて行く形となります。

★班業務 ◆全体業務

【PTAサポーター】

上記委員会に入らない全ての会員の方にも、PTA活動にご協力いただいています。

- ◆放課後見守りパトロール
- ◆地域合同パトロール
- ◆登校時の旗振り など





P T A 組織図

